

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成29年3月31日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	中村	久雄
同	中森	慎二

第1 監査の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会
商工農水部観光・シティプロモーション課（財政援助に関する事務の所
管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成28年12月9日から平成29年1月19日まで |
| 4 監査期間 | 平成29年1月20日 |
| 5 監査対象年度 | 平成27年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質
問等により行った。 |

また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行
った。

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助金の名称 | 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金 |
| 2 補助金交付額 | 16,500,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 環境にやさしい自転車をコンセプトに、沿岸部の工業地帯から内陸
部の豊かな自然まで本市の多様な都市環境を舞台にして、自転車競技
の「聖地」を目指すとともに、自転車にやさしいまちづくりの一環と
して開催される「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」に対
して、その開催に要する経費の一部を補助することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第4条） | |
| ア 申請日 | 平成27年4月1日 |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、資金収支予算書等) |

- (2) 交付決定（補助金交付要綱第5条）
 - ア 交付決定日 平成27年4月1日
 - イ 書類 補助金交付決定通知書
- (3) 計画変更承認申請（補助金交付要綱第6条第1項）
 - ア 申請日 平成28年2月25日
 - イ 申請書類 計画変更承認申請書
- (4) 変更決定（補助金交付要綱第6条第2項）
 - ア 変更決定日 平成28年2月25日
 - イ 書類 補助金変更決定通知書
- (5) 実績報告（補助金交付要綱第8条）
 - ア 報告日 平成28年3月30日
 - イ 書類 実績報告書

（添付書類：収支決算書、収支経理簿等）
- (6) 補助金交付 16,500,000円
 - ・第1回 8,500,000円（平成27年7月31日支払）
 - ・第2回 8,000,000円（平成27年11月18日支払）

第3 監査の結果

四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会】

(1) 事業計画の変更について

各費目において増減率が20パーセントを超える場合は、「変更の理由」及び「変更の内容」を記載した変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要がある。「会議費」について、「変更の理由」のみ記載されており、その「変更の内容」が変更承認申請書に記載されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

(1) 文書管理について

実行委員会より提出された当該補助金にかかる書類について、不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、決裁の際にも適切に内容を審査すること。

2 意 見

【四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会】

(1) 委託業務について

ア 多くの業務を委託しているが、事業の特殊性から毎年同一業者と契約を行っている。内容を厳しく精査し、委託料の削減を図るとともに、価格交渉に関する記録を書面で残すこと。

【改善事項】

イ 観光・シティプロモーション課職員が実行委員会事務局職員を兼ねていることもあり、価格の適正性について、より厳正にチェックを行えるよう、体制の充実に努めること。

【要望事項】

(2) 事業の評価について

参加者数が増加し、注目度が高まっているといえるが、事業を継続していくためには、事業の成果について、毎回評価していく必要がある。参加者アンケートを実施し、それに基づく評価を行うなど、次の大会へステップアップしていけるような取組みを行うこと。

【改善事項】

(3) 大会参加者へのおもてなしについて

大会への参加を機に四日市に対してより良いイメージを持ってもらえるよう、例えば募集要項に市内の宿泊施設や飲食店の案内を掲載するなど、さらに充実した「おもてなし」を提供できるようにすること。

【改善事項】

(4) 大会運営について

大会運営にあたっては、地元ボランティアのほか、市職員も動員しており、その人件費は隠れた経費となっている。全体的な経費圧縮の観点から、自転車競技に関わっている高校生などを有償ボランティアとして活用するなど運営費の抑制を検討すること。

【要望事項】

(5) 市民へのアピールについて

事業の目的にある「自転車競技の『聖地』を目指す」ためには、市民にもっとアピールしていく必要がある。競輪事業と連携して高校生を育成支援するなど大会の認知度を向上させる仕組みづくりを行うこと。

【要望事項】

(6) 補助金交付申請等について

補助金交付申請等当該補助金にかかる一連の手続きを、実行委員長（副市長）名義で行っているが、規約上は会長（市長）が代表権を有している。委任状を添付するなど、本件に関して実行委員長が権限を有することを明らかにしておくこと。

【改善事項】

(7) 文書管理について

事業実績報告書の様式が、補助金交付要綱に基づくものではなく、四日市市補助金等交付規則の様式を使用していた。補助金交付要綱に基づく様式を使用すること。

【改善事項】

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

(1) 開催経費の縮減について

補助金交付要綱において、「その開催に要する経費の一部を補助する」とあるが、開催経費の不足分を全額補助している。

そして、その補助金額は開催経費の8割を超え、「補助」の域を逸脱した額となっている。

大会に対する商工農水部としてのスタンスを再度明確にし、経費や運営管理について常に改善を図り、開催経費の縮減に努め、補助金の抑制を図ること。 【改善事項】

(2) 大会運営予算の編成について

参加料の増収のために参加者を増やすことや、協賛を増やすことは、重要な仕事であると考えている。

しかしながら、当年度予算は前年度と比較して、参加料を減額したり、協賛金を同額とするなど、予算編成に対する姿勢に甘さや取組みの弱さが見られる。そして、それは年々補助金が増えていく要因のひとつとなっている。

積極的に参加料収入の増加や合理化、経費削減を進めるなか、大会運営に対してより前向きな予算編成を行い、適切な大会運営を行うこと。 【改善事項】

第1 監査の概要

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 天カ須賀連合自治会、ときわ五丁目自治会
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成28年12月7日から平成29年1月19日まで |
| 4 監査期間 | 平成29年1月20日 |
| 5 監査対象年度 | 平成27年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助金の名称 | 四日市市集会所補助金 |
| 2 補助金交付額 | |
| (1) 天カ須賀連合自治会 | 2,867,000円 |
| (2) ときわ五丁目自治会 | 420,000円（購入）
2,819,000円（修繕及び模様替え） |
| 3 補助金の交付目的 | 地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治
会が自らの出資により集会所を建築、購入、修繕及び模様替えをする
際の経費を補助することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市集会所補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。） |

5 補助金の概要

	天カ須賀連合	ときわ五丁目（購入）	ときわ五丁目（修繕等）
(1) 事前協議書（補助金交付要綱第6条）			
①申請日	平成27年 9月29日	平成27年 5月29日	平成27年 7月15日
②申請書類	補助金交付申請に関する協議書（添付書類：予算書等）		
(2) 協議済通知（補助金交付要綱第7条）			
①決定日	平成27年 9月29日	平成27年 6月 8日	平成27年 7月21日
②書類	協議済書		
(3) 交付申請（補助金交付要綱第8条）			
①申請日	平成27年11月25日	平成27年 6月19日	平成27年 8月12日
②申請書類	補助金交付申請書（添付書類：契約書の写し、予算書等）		
(4) 交付決定（補助金交付要綱第9条）			
①交付決定日	平成27年11月25日	平成27年 7月 1日	平成27年 8月13日
②書類	補助金交付決定通知書		
(5) 工事完了届（補助金交付要綱第12条）			
①届出日	平成28年 2月12日	平成27年 7月 2日	平成27年10月29日
②書類	工事完了届（添付書類：収支決算書、購入又は修繕等にかかる写真等）		
(6) 補助金交付			
①交付日	平成28年 3月14日	平成27年 7月28日	平成27年11月26日
②交付額	2,867,000円	420,000円	2,819,000円

第3 監査の結果

天カ須賀連合自治会及びときわ五丁目自治会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【天カ須賀連合自治会】

特になし

【ときわ五丁目自治会】

特になし

【市民文化部市民生活課】

(1) 補助金交付要綱の改正について

組織機構改革に伴い必要となる改正が行われていなかった。改正漏れのないよう、適切に要綱改正を行うこと。

(2) 文書管理について

決裁文書において、施行日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意 見

【天カ須賀連合自治会】【ときわ五丁目自治会】

(1) 集会所の利活用について

今回補助金を活用して整備した集会所について、地域コミュニティのさらなる活性化のため、今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用するよう要望する。 【要望事項】

【市民文化部市民生活課】

(1) 自治会への助言について

自治会においては、事業の発注に際して二者見積もりを行い、経費の節減に努めている。さらに適切な管理を行うため、自治会が経費を精査や検討をするにあたっては、市としても適切な助言を行うなど十分に支援を行うこと。 【要望事項】

(2) 基準の設定について

すべての自治会が公平で平等に補助を受けることが重要であり、全自治会が適切な時期や金額で申請することができるよう、市として情報を提供していく必要がある。償却資産の耐用年数に合わせた修繕基準を設定するなど、自治会の補助申請の目安となるような基準の設定についても検討すること。 【要望事項】

(3) 補助対象の見直しについて

1事業当たり50万円以上の事業を補助の対象としているが、自治会によっては負担が大きく、修繕等に踏み切れない場合が考えられる。補助対象となる金額を下げるなど、多くの自治会にとって、より使いやすい制度となるよう見直すこと。 【改善事項】

(4) 事業の発注方法について

自治会において事業の分割発注を行った結果、同一業者と複数の契約を行った事例が見受けられた。あらかじめある程度集約して発注した方が、契約金額が安くなる可能性があると考えられる。補助金の節減という観点からも、分割発注と一括発注でそれぞれ二者見積もりを行い比較してもらうなど、市として対策を検討すること。 【要望事項】

(5) 補助金交付要綱等の見直しについて

補助の対象となる経費については、補助金交付要綱の別表に規定されているほか四日市市集会所補助金事務取扱基準にも規定されているため、わかりにくくなっている。要綱の別表

に基準の内容を併記して一覧性を高めるなど、自治会にとってわかりやすく使いやすいように見直すこと。

【改善事項】

(6) 事業変更への対応について

補助事業の実施過程で事情により追加修繕等が必要となり、申請よりも多額の経費を要した事例があった。予算の範囲内で可能であれば対応しているとのことであるが、自治会の自己負担が増えることにもなるため、柔軟に対応できるよう制度の見直しを検討すること。

【要望事項】

(7) 補助金の算定方法について

ア 緊急避難所に指定されている集会所における防災上又は安全上必要な工事に対して、補助金額が加算される制度となっている。加算分を算定する際の端数処理の方法が不明確であり、補助金交付要綱の規定を見直すこと。

【改善事項】

イ 2以上の自治会が共同で建築等を行う場合に該当しているにもかかわらず、1の自治会が建築等を行う場合の方法で補助金が算定されていた。結果的に補助金額は同額になるものの、要綱の規定に基づき算定を行うこと。

【改善事項】

(8) 完了届提出後に提出された領収証に関する手続について

完了届の提出後に申請者から提出のあった領収証の写しについて、その受領時において決裁をとること。

【改善事項】